

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成21年12月4日(金曜日)
午前9時30分～午後5時33分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 荒山光広委員長 高木法生副委員長
竹岡昌治委員 安富法明委員
南口彰夫委員 田邊諄祐委員
山中佳子委員 三好睦子委員
岡山隆委員 秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
重村暢之局長 岩崎敏行係長
佐伯瑞絵係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司市長 林 繁美副市長
波佐間 敏 総務部長 田辺 剛 総務部次長
福田和司 総務部次長 倉重郁二 総務部財政課長
篠田恵司 総務部税務課長 石田淳司 総務部収納対策課長
松野哲治 総務部監理課長 兼重 勇 総合政策部長
金子 彰 総合政策部次長 末岡竜夫 総合政策部企画政策課長
内藤賢治 総合政策部地域情報課長 坂本文男 美東総合支所長
杉本伊佐雄 秋芳総合支所長 平田耕一 美東総合支所総務課長
桑原章光 秋芳総合支所総務課長 藤澤和昭 病院事業局長
白井栄次 病院事業局経営管理課長 篠田洋司 市立病院事務部事務長
井上孝志 美東病院事務部事務長 中村弥壽男 上下水道課長
西山宏史 監査事務局長 久保 毅 会計管理者

山 田 悦 子 市民福祉部長 古 屋 勝 美 市民福祉部次長
佐々木 郁 夫 市民福祉部生活環境課長

午前9時33分開会

委員長（荒山光広君） おはようございます。只今より、総務企業委員会を開会いたします。それでは、先の本会議におきまして本委員会に付託されました議案11件につきまして審査したいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。市長さん報告等ございましたら。はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 1点ご報告を申し上げたいと思います。実はですね配食サービス事業に係る件でございまして、担当、所管の委員会からすれば教育民生委員会になるかもしれませんが、市政全般に関わることということで、当総務企業委員会で報告をさせて頂きたいと思います。皆さんご承知のとおり9月1日付で要望書という形で美祢市をよくする会、世話人として臼井壯一さん、それから坪井康男さんのお二人のお名前で配食サービス事業に関わります市が貸与しておる事業者にてですね、貸与しておる車両の交通事故に関わる点で、いろんなことで納得が出来ないことがあるということで二つのことを要望して出してこられました。1点はこの事務処理について不手際があったということで市民福祉部長を更迭を願いたいということ、もう1点は議会選出のですね竹岡監査委員を辞職するように、監査委員から辞職するように勧告を市長としてしてほしいと、この2点を要望されたわけでございます。このことにつきまして我々市といたしましては適正にずーと処理をしてきておるということを何度も議会でもご報告をしてきておったところでございますけれども、この総務企業委員会の冒頭の間をお借りしまして詳しくご報告を申し上げて議会サイド、それから市民の方にご承知を願いたいということでお時間をいただきました。詳しいことは総務部長より説明をさせますのでよろしくお願い致します。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） それでは配食サービス事業者へ貸与しておりました車両の交通事故によります廃車後の経緯と現況についてご説明いたします。美祢市が配食サービス事業を実施するために配食サービス事業者に貸与していた軽貨物自動車が平成20年4月17日に交通事故のために全損となったことによる事務処理に関しまして経緯と現況をご説明いたします。当該車両につきましては平成18年2月21日配食サービス事業実施のために購入し同日付で配食サービス事業者と車両の使用貸借契約を締結し貸与していたものであります。平成20年4月17日配食

サービス事業者が当該車両で配達業務中、交通事故を起こした旨の電話報告を受け、4月28日事故報告書が提出され、事業者から今後の処理について指示を求められました。協議の結果、事故車両の修繕については購入価格以上の経費が必要となるため、6月10日、同事業所に廃車届の提出を求め、保険金は代替車両購入に充当すること、車両貸与は事業開始時のみであることから廃車に伴う新規車両は貸与しないこと、事業者の責任において事業を推進することなどを確認いたしました。6月30日、事業者から廃車届及び事故示談書が提出され、事故示談書提出に関わる文書において、保険金は車両購入時まで預り金勘定で保管する旨、明記されております。7月28日、廃車手続きが完了いたしました。その後、配食サービス事業については事業者の責任において推進されてきたところですが、廃車となった貸借物件の原状回復が未履行であるとして、平成21年5月28日に原状回復請求について住民監査請求がありました。三好代表監査委員の監査のもと監査請求に関わる請求については、理由がないため棄却するという決定がなされたところですが、代表監査委員のほうから市長に対する意見といたしまして、早期の債務弁済に向けた対応を進められたいという文書通知を受けております。これにより、平成21年7月13日、事業者に対し貸借物件の回復計画の報告を求めるとともに、早急に貸借物件を回復するよう文書で通知いたしました。

その後、事業者からの回復計画について、山口県長寿社会課及び市の嘱託弁護士と協議するとともにその指導を受け、11月18日、事業者に対し、貸借物件の回復方法について、代替車両の購入による現物または平成21年11月現在の平均的な中古車小売価格による現金による回復するよう請求通知をしたところであります。これにより、現時点におきましては代替車両の現物の確保ができ、12月7日に美祢市に代替車両の返納がされる予定となっております。

以上、経緯と現況についてご説明させて頂きました。

市長（村田弘司君） 以上のようにですね、波佐間部長の説明のごとくですね市とすれば適切に処理をしてきておるといえるかと思えます。また、三好代表監査委員からのご指摘を受けまして、そのことも直ちに実行に移して来週の月曜日に現物の車両が納入されるというところまで来ておると言うことでございます。従いまして、冒頭で申し上げた二つの要望事項、市民福祉部長、業務が適切に行われておらないという理由によって市長が更迭をしてほしいと言うことの要望につい

ては私は更迭には当たらないと言うふうに思っております。小さな事務的ないろんなことはあるかもしれませんが、大きな流れでは一生懸命仕事を適切にしておると私は認識しておりますので、とても更迭をすると言う事項には当たりませんし、この人事に当たることにつきましては私の専権事項ですので私の責任において更迭は行わないと言うことをはっきり断言をさせていただきます。それと竹岡監査委員、議会選出ですが、この方についての監査委員の辞職を求めてほしいと言う要望でございますけれども、このことにつきましても私といたしましては監査委員として適切に仕事をしておられるというふうに認識しておりますし、議会選出の監査委員として私がその職を辞するという事は、勧告すると言うことは適当ではないと思っておりますので、それもいたす考えは全くございません。この2点をご報告をしておきたいと思っております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 議長さん報告等ございませんか

議長（秋山哲朗君） 特にございません。よろしく申し上げます。

委員長（荒山光広君） 各委員さん報告等ございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 今の署名の件ですが、その署名が始まってすぐその署名用紙とそうした関係する書類が、もうだいぶ前の話なんです、美祢市の美東町・秋芳町含めまして、私のところに報告として上がってきました。何故報告として上がってきたかと言えば、今署名を集めながら市長のほうに結果として要望書として上がっていると私の立場から言うのは誠に歴史的に古いことなんです、今、名前が挙がった臼井壯一さんですね、20年前それなりに親しくおつきあいをしていただいております。かつて私たちの先輩が今の言う北朝鮮の拉致、暴力革命、これを肯定するような関わり合いが歴史的にあったのも事実でそのことについては私たちの先輩は私たちにそれこそ悔やまれる過ちを犯したと言うことを受け継いでいます。暴力を持って何かをしようとする考え方がいかに大きな過ちであるか、今の北朝鮮を見れば非常にわかりやすいんですが、この臼井壯一さんが非常に類似した考え方を歴史的に持って、しかも今日なお装いを非常に巧みに代えて生きて自分たちのやることを合法的にと、しかしながらこの役所の庁内でも最近頻繁にあったことですが、職員を恫喝をして何らかの意思を通そうとする行為が再び見受けられるようになっていきます。かつて時々私も同僚議員からお叱りを受けるのですが、潜在的に私たちは造反有理というかつて中国の毛沢東が教えを行って実行した暴力革命な

んです。これがたまたま潜在的にあることが事実です。それは大きな間違いだと、今は議会制民主主義、議会主義について人の役に立つし地域の美祢市の発展のために寄与するということを心がけて毎日を議員活動しておりますが、たまたまこれは病気のようなもので、ところがこれを今もなお確信犯として行っているのが臼井莊一さんらだろうと思います。先日も議会で傍聴されていてたまたま廊下ですれ違ったときに、まあ非常に下品な言葉遣いで私もですが言われたらやり返すタイプで双方がなじりあうと向こうから見れば私が非常に軟弱な日和見主義と俺らがそれこそ天下国家のためにということを臼井莊一さんや坪井さんらの主張です。彼らから見れば私は非常に軟弱な男だそうです。ところが市民運動とそれからそうした住民要望ということがその署名集めも含めて本当に正しく伝わっているかと言えばその署名簿の書式を見られたらよくわかるんです。趣旨と署名要旨が分離されているんです。これはかつて非常に古い北朝鮮、中国の60年前の手法なんです、正しくその趣旨を相手に伝えないままとりあえず署名だけを取ると、本来署名というのは署名の趣旨、要旨、趣旨と名前を書くところが一体になっちょかんにゃいけないのですね。ところがおそらく受け取ったものは分離されちよるはずなんです。これは何かといえばとりあえず美祢市のために署名してくれんかということであれば非常に田舎の人は、素朴ですから市長さんに道路か何か福祉か何かを要望してんじやろうという人達が署名をするんです。ところがこちら側には反対側には自分らの意図するものが、今報告があった監査委員の選任は市長と議会の議決を持って行うことですから、これが100%どうこうとは私も申しませんが多少不十分なところもあるとは思いますが、しかしながら私が言うのはその是非を問うのは当然議会なり市長がどうかと、しかし対して行う要望の仕方なんです、私がここで言うのはですから昔ながらの今の北朝鮮は拉致の被害者の事実も本当に深く反省しているということにならないように目的のためにいろんな手段を使うという輩が庁内を闊歩徘徊をするとそれを許しておる執行部のほうの体質が私は若干問題があるのではないかと、それからまして議会や市に上がる要望についてはですね、その手続きも含めてきちっとチェックをする必要があるんじゃないかと思います。先日の三好議員の素朴ながら切実に訴える多少理屈が不十分じゃったんで最後は市長のほうで道理がと思ったんですが、その国民健康保険税の引き下げ、こうしたものも一つの市民の要求を取り上げるときにじゃあ議会のルールなり市役所の中のルールなりをきちっ

と踏まえて市民によく理解、協力を得ながらしていくというのが道理だと思います。そうした点で行くならばこの度の署名については先程申したようにもう一度再びかつて日本も含めて北朝鮮や中国が行った過ちを公然と役所の中で通していくと言うことになりかねないので、ただ単に趣旨に対してこうだと言うことではなく市長並びに執行部にそうした暴力が肯定をされると差別と偏見がまかり通るとこのような市役所の体質や議会の体質に振り回されるようになってはならないと言うことを私自ら戒めることも含めてご意見とさせていただきます。

委員長（荒山光広君） その他委員さんありませんか。はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） このことについては、いろいろいいことがあるんですけど何しろ影響が大き過ぎますので言いませんけど、テレビもありますしあれなんですけど、私は感じるに正直なところやはりいろいろ悪評があるんですねこれは誤解だと思うんですけど僕は今名前が出たんで言いますけど竹岡さん自身は非常に立派な人だし我々もいろいろ指導してもらったし、接してみても初めてわかるんですよただ幸いいろいろ噂があるんでむしろやっぱり監査役のほうは僕はやっぱり辞退されてですねそうすると竹岡さん自身も市政もものすごい信頼関係が変わってくると思うんですよ。ですからそのほうが竹岡さん自身も美祿市政のためにこれからの市政のために活かされるし、市長さんも誤解がなく、市民のほうも無条件に今の村田市政を評価すると思うんですよ。ですからその辺は言いにくかったんだけど、私はあえて言いますけど、私は正直なところ坪井さんの考え方もよくわかってますし、美祿市政の中のいいところも悪いところもわかってます。しかし現実には半数以上の方が批判されてますので僕はやっぱり竹岡さん素晴らしい経営的手腕とかそれからやっぱり議員の中の指導力というのは大変評価してますし、これから大いに活躍してもらいたいんですけど、たまたまどうなのか誤解が何か知りませんがありますので、やっぱり監査役とやっぱり一緒にすると言うのは市民の誤解を招くと思いますので、この際やっぱり、できたらですね英断を持って監査役はやっぱりやらんほうがこれから美祿市のため本人のためにもここは本当にどうなのか私正直なところ竹岡さんに頼ってますし、本当に市政がよくなるんじゃないかと思えますので、私はこれは個人の意見ですけど議員に聞いたわけではないわけですけど僕はそういうふうに思いますけど。以上です。（発言する者あり）

委員長（荒山光広君） 今ここで先程の報告に対する議論をする場ではないと思い

ますので、ちょっと暫時休憩して調整したいと思います。暫時休憩します。

午前9時52分休憩

午後1時06分再開

委員長（荒山光広君） それでは、休憩前に引き続き会議を続行いたします。先程の報告についてですが、委員さんのご意見で終わってございました。その他ございませんか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 最初にですね、冒頭で市長のほうから配食サービスに関わる報告と言うことで貸与した自動車が事故を起こしてそれに対する市のほうの対応、これについては一切の瑕疵はないと、また併せ住民の方から出ていた議会選出の監査委員竹岡議員の辞職を求めるように勧告をせよとこういうことについてもですね。その立場にはないと言う報告がございました。ここで同僚議員から田辺委員さんなんですが、竹岡議員には大変お世話になっておるし、よくやっておられるとしかしながら市民の多数、大半と言われたと思うんですが、不信感を持っておられると従って竹岡議員さんは監査委員の職を辞されるがよかろうとこういうことであつたと言うふうに思います。そこでですね私伺っております市長の報告は執行部と先程言いましたように何の瑕疵もないし辞職についてもその立場にないということに対して確かな、何て言いますか、確約もない状況の中で私どもが議会から選出をした監査委員をそのように言われると言うことは、私としては侵害でもあるし不適切な発言であるというふうに思っております。議員として総務企業の一員としてもこういうことが問題とされた席でやはり一言自分としての私としての意見これだけは申し上げておきたいというふうに思いますし、これは田邊委員さんの私見といたしますか、個人的な発言でそれなりに責任をおとりになるべきことであろうというふうには思うんですが、私は訂正されるか何かの措置が執られることが適当であろうと私は個人的に思っております。申し上げます。以上です。

委員長（荒山光広君） その他ございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今も安富委員も言われまして概ね私もそういう考え方でありまして、私もずーと議員をさせて頂いて2年半なんですけどもしっかりと今までの竹岡委員さんの監査報告、私はその辺纏めとかいろいろ見てきましてかなりの的を得た監査をされていると非常にそういった面では先輩議員として非常に勉強もなっ

おるところでございます。いずれにしても監査の議決に関しては我々議員も採決されて賛成で概ね全員に、確か、そういうことで監査委員、三好委員さん併せて2人我々議員がしっかりと承認しておりますのでそういったことに関しては非常に私は何ら問題ないし、今回田邊委員さんからそういうことがあったということでその辺についてはしっかりと今、安富委員が言われたような方向で対応して頂きたいとそのように思っています。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、その他ございませんか。はい、議長。

議長（秋山哲朗君） この度のランチ工房の事故の件で監査を辞職させるというふうなことだと思っておりますけども、この件につきましては、市のほうもきちっと整理をされて今日まで来ておられますので議会としても辞職に値しないというふうに私自身は考えておりますので。先程の皆様方の意見と一緒にあります。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 田邊委員が先程発言された内容で特に竹岡監査委員に対して批判が半数あるという発言も含めて事実に基づかないということが余りにも多すぎるともうMYTに流れますのでMYTが真実を報道する美祢市の唯一の正当な報道機関なので市民にしっかり事実関係がわかるように議会が何らかの対応が必要だろうと思います。その対応について当事者も含めて発言があればして頂くしなければそのあとに私の意見を述べたいと思っております。

委員長（荒山光広君） よろしいですか、その他。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 朝からこのことについて大変時間を取って執行部の皆さん委員各位大変ご迷惑を掛けたということは心からお詫び申し上げます。私のことでありますので。ただですね市民の半数以上の皆さんが私の監査の辞任というものを求めてるところおっしゃるならば、その原因、一体何が元でなったのかこの辺を議会として調査委員会を作っていただいて調査して頂きたい。そこで当然坪井さんも言い分があろうし、私もあるし、その辺で今、南口委員もいわれたように事を、ええかっこするんじゃないかというふうな話、陰でこそこそじゃなくて真っ正面切って問題点は何なのかという私は調査を要求したいと思います。100条委員会作ってくれんかといったら、休憩時間中もそれはできんと執行部の事務に関してと確かに地方自治法100条には地方公共団体の事務に関してと、じゃあ監査はその中に入っていないのかといったらそれは明確に書いてございません。いくら

調べてもこの昼の間に全部、調べてみました。ところが公共の地方自治体の事務の中に監査が外れてるとも書いてないし、入ってるとも書いてない。従って特に外してないならば、いわゆる法的委任事務以外は地方自治の中で携わってる事だろうと思います。従って私は100条委員会を作っていただいて、その中で議会の調査権を発動していただいてそしてこの一連の問題について今、係争中でもありますが、そのことも含めて、今持ってくるの忘れましたが坪井さんの私文書、私に関わる私文書も旧議会の議員さん方には全部郵送されております。そういうものも含めて刊行物の扱いも地方自治法ではちゃんと謳われてますし、一体何が原因でこういう問題が起きてるんかという調査をやっていただきたいし、それから特にテレビの前ですから、お年寄りの皆さん方にはお話しをしたいと思います。私はあくまでもこの福祉事業はやっていこうと思っております。本当に法がどうだこうだと言うよりは、実際に食事ができない人達、ただそれを認められない場合どうするのかとこれ誰が手を差し伸べるのかということもありますので私は何と非難されましてもこの福祉事業は行政のできないところは補いながらでもやってく覚悟でございますし、胸を張ってですね私は事実をはっきりしたいとこういうふうに思っております。せっかく田邊委員さんのほうから辞任を要求されましたけど辞任するきもありませんし、悪いことをしてるんなら辞任もせんにゃいけませんでしょうが、その気もありません。まだ議長は少し無礼だったですね値しないと辞任に値しないとというのはまだ何か残ってるというふうに受け止められますが、私はきっぱり言っときます。辞任に値しないのではなくてする必要も全くないと思っておりますし、但し原因については調査を要求したいと思います。従って議長に対して議運とも図っていただいて100条委員会を作っていただくことを要求したいと思います。それからなおこの件につきまして万が一事実でなかった場合は私の尊厳に係る問題でございますので、懲罰委員会等も要求いたします。従って、3日以内にやらないと切れるじゃこまる。日曜日にしちやいけんとは書いてないんです。ですからきょうから3日以内にこのことを処理をしていただきたい。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 竹岡さんは非常に地方財政法も含めて税務処理にたけた方なんですが、私の記憶じゃ地方自治法にはそんなに強い方じゃないなと思っております。しかしながらこの1時間ちょっとの間に一生懸命調べられたようです。それ

です。ですね確かに事の経過とそれから坪井、臼井、あえてもう一度よく言っておきますが、私たちがかつて先輩が犯した過ちを私たちは深く反省をして議会制民主主義の中で戦っていくと。ところがそれが理解できなくかつて行った暴力を持って行うという形が紙の弾丸と昔よく言ったんですが、ピラで相手を誹謗中傷しながら攻撃をするというやり方もいろいろあります。それがなおかつ今もやられていると、それが議会の中で取り上げられて監査委員の辞職まで発展した以上、それが当然監査委員というのはこの1時間の中に一応我が社の関係で検討した結果、地方自治法で非常に明確にされていないので、そのことは議会の議決を持ってということなので、処理できるということですから100条委員会の設置並びに田邊議員の懲罰委員会の委員会の設置あくまでも議会の開催を委員長並びに議長に要望したいと。先程出たように懲罰委員会はその事案、その発言があつて3日以内となっていますので、きょう入れてということになりますから土曜、日曜日に事務局で作業をとすることは当然必要ですが、必要であればきょう中に全てを実務的に処理をして、この近日中に10日に開かれる議会運営委員会のほうで適切な処理をしていただきたいと思ひます。議運の開催がいるから、ということです。

委員長（荒山光広君） 今、委員長、議長に対して要望が出まして、後刻議長と相談して対処（発言する者あり）

はい、わかりました。暫時休憩したいと思います。

午後1時20分休憩

午後3時15分再開

委員長（荒山光広君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。先程、委員より要望のありました100条委員会の設置並びに懲罰動議につきまして政和会のほうより文書を持って先程議長のほうに提出をされましたのでご報告いたします。議長さんのほうで取り計らいよろしくお願ひいたします。はい、議長。

議長（秋山哲朗君） 出ております。議運のほうで検討させていただきたいと思ひます。

委員長（荒山光広君） ではそのようによろしくお願ひいたします。それでは、これより審査のほうに入りたいと思ひますけどよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは、これより、審査を始めます。最初に、議案第13号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） それでは議案書の13-1ページをご覧くださいと思います。議案第13号は美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてであります。議案書の13-1から13-10まで、それから参考資料のほうに新旧対照表を上げておりますが、こちら31から56ページまでとなっております。国家公務員退職手当法等の一部改正に準じまして美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正を行うものであります。主な内容は退職手当支給後、または退職後退職手当を支給するまでに在職期間中に懲戒免職処分を受けるに相当する行為があったと認められた場合に退職手当の返納を命じ、または支給を制限できるように所要の改正を行うものであります。この条例は公布の日から施行し、施行後の退職に係る退職手当から適用するというようにしております。議案第13号の説明は以上でございます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは、これより、議案第13号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号美祢市税条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、篠田税務課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） 議案第14号美祢市税条例の一部改正についてをご説明いたします。参考資料の57ページをお開き願います。美祢市税条例第14条入湯税の課税免除に関する既定のうち第3号学校（大学を除く。）の行事とし

て行われる修学旅行に参加する者とあるのを修学旅行等学校教育上の見地から実施される行事に参加する場合において入湯する者に改めるものであります。続きまして、第143条入湯税の税率、現行では入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。を入湯税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。に改め、1号として、宿泊する者1人1泊につき150円。2号として、宿泊しない者1人1日につき50円とするものです。附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するであります。以上でございます。よろしくご審議下さいませ。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは、これより、議案第14号美祢市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号美祢市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、中村上下水道課長。

上下水道課長（中村弥壽男君） それでは、議案第16号美祢市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案書の16-1ページ、参考資料につきましては58ページのほうに新旧対照表を掲載をいたしております。この度の改正は先程の議案第13号の美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正と同様に国家公務員退職手当法等の一部改正する法律が施行されたことから関係部分の改正を行うもの。また雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに基づきまして本条例におきましても所要の改正を行うものでございます。まず、国家公務員退職手当法の改正に係る改正内容につきましては国家

公務員が退職手当支給後、または退職手当が支給されるまでに在職期間中懲戒免職処分を受けるに相当する行為があったと認められた場合に退職手当の返納を命じ、または支給を制限することができることになったことに伴いまして、本条例においても所要の措置を設けることとしまして関係条例の改正を行うものでございます。次に、雇用保険法の改正に係る改正内容につきましては雇用保険法に定められております受給資格要件のうち一般被保険者の勤続期間が6月から12月に改正されたことに基づきまして所要の改正を行うものでございます。なお、施行期日につきましては附則第1項といたしまして公布の日から施行するものといたしまして、第2項として経過措置を規定をしているものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは、これより、議案第16号美祢市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第6号）を審査いたします。執行部より、本委員会所管事項について説明を求めますが、各会計について歳出の人件費の補正で人事院勧告に基づく職員の給与改定に伴う減額補正、また人事異動に伴う給与の増減額補正につきましては説明を省略していただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは説明をお願いいたします。はい、重村局長。

議会事務局長（重村暢之君） それでは、一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明を申し上げます。最初に歳出の方からご説明をさせていただきます。緑色

の背表紙の補正予算書 1 - 2 2、2 3 ページをお開きいただきたいと思います。議会費でございます。議会費におきまして、このたびの補正で総額 7 0 7 万 3 , 0 0 0 円を減額するものでございます。節の 1 報酬でございますが、4 8 2 万 2 , 0 0 0 円減額しております。これは、議員報酬の 5 % 引き下げに伴います減額補正でございます。一般職員人件費の減額は人事院勧告及び人事異動に伴う減額補正でございます。

委員長（荒山光広君） はい、田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） 同じく 1 - 2 2、1 - 2 3 ページをご覧くださいと思います。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の右側の説明欄の 0 1 2 下から 2 番目ですが、国民保護関連経費に施設整備工事として 1 8 0 万円を追加しております。これは、地震情報、気象情報、それから弾道ミサイルなどの有事関連情報を全国に瞬時に配信する全国瞬時警報システムいわゆる J - A L E R T というものですが、これの整備に要する経費を追加するものであります。国の経済危機対策に基づき全額国費により、実施するものであり、市役所本庁で情報を受信する為の配線工事等の費用を計上しております。

委員長（荒山光広君） はい、内藤地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（内藤賢治君） 同じく 1 - 2 2、1 - 2 3 ページでございますが、総務管理費の中の一般管理費、節の 1 3 委託料でございます。2 4 8 万 7 , 0 0 0 円ほど補正をあげておりますが、これは労働基準法改正に伴う電算システムの変更委託料でございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、倉重財政課長。

総務部財政課長（倉重郁二君） 続きまして、1 - 2 4、2 5 をお開き願いたいと思います。2 款総務費・1 項総務管理費、目の 5 財産管理費、1 個飛ばしまして 1 0 活性化対策費でございます。これは、基金、将来の財政の健全化を健全な運営を図るという観点から基金へ積み立てを行うものでございます。財産管理費で、減債基金へ 2 億 5 , 0 0 0 万、活性化対策費でゆたかなまちづくり基金へ 2 億 1 , 0 0 2 万円を積み立てるものでございます。

委員長（荒山光広君） はい、内藤地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（内藤賢治君） 1 - 2 4 ページ、1 - 2 5 ページ総務管理費・目企画費・節が負担金、補助及び交付金でございますが、1 , 5 3 7 万

2,000円の補正をあげております。これは、ケーブルテレビ加入負担金の補助でございますが、美祢市内での情報の均一化を目的に、美東、秋芳地区での山口ケーブルビジョンへの加入金を美祢地区と同一とすることで、加入を促進するもので、山口ケーブルビジョンへ補助するものでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） 1 - 26、1 - 27ページをご覧いただきたいと思っております。2款総務費・4項選挙費・3目衆議院議員選挙費を117万4,000円減額しております。これは、衆議院議員選挙を実施した結果、不用となった予算を減額するものであります。主なものは右の説明欄にありますように、職員の時間外及び休日勤務手当の不用額、選挙用備品の落札減に伴う不用額となっております。歳出の説明は以上です。

委員長（荒山光広君） はい、篠田税務課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） 歳入関係のご説明を申し上げます。1 - 12、13をお開き下さい。1款市税・1項市民税・個人市民税、補正前の額10億9,738万3,000円、現年課税分所得割を3,087万9,000円減額するものでございます。これにつきましては、景気悪化により給与所得をはじめとし個人所得全般にわたり、所得の減少が大きかったことによるものです。続きまして、法人市民税でございます。補正前の額1億9,891万9,000円、現年課税分、法人税割を1,185万8,000円減額するものであります。これにつきましては、日本経済全体がデフレ状態になっている中、本市企業、会社においても、業績が悪化していることにより、1,185万8,000円程度の減収が予想されることによるものでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、倉重財政課長。

総務部財政課長（倉重郁二君） 同じくその下でございます。9款地方特例交付金でございます。これにつきましては、交付額が確定したことに伴いまして、876万7,000円追加計上するものであります。続きまして、その下の特別交付金でございますが、こちらの方も額の確定に伴いまして、12万2,000円追加補正するものであります。

委員長（荒山光広君） はい、田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） 1 - 16、1 - 17ページをご覧いただきたいと思
います。15款県支出金・2項県補助金・1目総務費県補助金に防災情報通信設
備整備事業交付金として、180万円を追加しております。これは、先程歳出で
ご説明いたしましたが、全国瞬時警報システム、J - A L E R Tの整備に要する
経費に対して全額交付されるものです。それから、同じ1 - 16、1 - 17ペー
ジの一番下になります。3項委託金・1目総務費委託金で衆議院議員選挙費を歳
出の不用額と同額の117万4,000円を減額しております。

委員長（荒山光広君） はい、倉重財政課長。

総務部財政課長（倉重郁二君） 続きまして、1 - 18、1 - 19ページをお開
き願いたいと思います。18款繰入金でございます。今回の補正財源の調整の結
果、各基金の繰入金を減額補正いたすものであります。財政調整基金につきまし
ては、9,463万9,000円、ゆたかなまちづくり基金につきましては、1
億円、減債基金につきましては、5,000万円を減額補正するものでありま
す。続きまして、その下の19款繰越金でございます。平成20年度の決算によ
ります歳入歳出差引額から翌年度に繰り越します財源を控除いたしました前年度
の純繰越金といたしまして、6億8,875万4,000円を追加補正するもの
であります。続きまして、次のページ1 - 20、1 - 21をお開き願いたいと思
います。21款市債でございます。まず、始めに教育債でございますが今回の補
正におきまして、小・中学校の校舎の耐震補強工事を実施することにいたして
おりますが、その財源に充当することでそれぞれ地方債を起こすものでございま
す。小学校費といたしまして、9,300万円、中学校費で3億7,050万円
でございます。続きまして、その下の臨時財政対策債でございますが、これは地
方債発行額の確定に伴いまして、40万円減額するものであります。その下の電
気通信施設整備事業債でございますが、これは当初予算で計上してありました、
MYTの旧伝送ケーブルですが、これの撤去事業にあてる財源として、今回補正
するものであります。これは、当初借入れ出来るかどうか不明でありましたが、
今回借入れが出来るという確定いたしましたので、補正をさせていただきます。
なお、これは経費の財源の経費の負担の平準化、またこれは無利子で借入れする
ことが出来るということですので、今回補正の方をあげさせていただいておりま
す。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 1 - 25 お願いします。ケーブルテレビ加入促進事業で補助金が1,537万2,000円出ておりますが、これはたぶん秋芳地区の補助金だと思います。これ1戸当たり1万2,600円だったと思いますが、1,220戸分ではよろしいでしょうか。

委員長（荒山光広君） はい、内藤課長。

総合政策部地域情報課長（内藤賢治君） 山中委員のご質問にお答えいたします。秋芳エリアにつきましては、平成22年の3月までで1,200戸予定しております。秋芳エリアにつきましては以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、山中委員。

委員（山中佳子君） すいません。あと20戸分というのは美東地域になるわけですかね。

委員長（荒山光広君） はい、内藤課長。

総合政策部地域情報課長（内藤賢治君） あとのものにつきましては、美東エリアにつきましては10戸分を本年度は予定しております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 全部で1,220戸分だと思いますけど、残りは美祢市になるわけですか。（発言する者あり）説明してください。お願いします。

委員長（荒山光広君） はい、内藤課長。

総合政策部地域情報課長（内藤賢治君） 美祢市につきましては、条例で減額と申しますか、市民への負担はございませんけど、秋芳地区と美東エリアにつきましては金額の差、差額と申しますか、ございますので計算どおり割るとなかなか戸数どおりにはならないと思います。

委員長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 一般会計の補正予算については、賛成する部分もありますが、この度の人事院勧告で職員の給与が削減と言うことは12号議案で反対をして

おります。地域の経済が停滞したらいけないということの理由もありまして反対しておりますので、この人件費に関わる議案については反対ですので、反対意見いたします。（発言する者あり）賛成する部分もあるけど反対する部分がある場合は、反対になるんでしょ。（発言する者あり）

委員長（荒山光広君） 三好委員いいですか。その他ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは、これより、議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成21年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、中村上下水道課長。

上下水道課長（中村弥壽男君） それでは、補正予算書の4-10、4-11ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳出の方からご説明を申し上げます。

1款環境衛生事業費・1項総務管理費・目1一般管理費でございます。こちらの一般管理費の方から16万4,000円を減額することといたしておりますが、これにつきましては、人事院勧告に伴います給与改定に伴う調整でございます。そして4-8、4-9ページ、歳入でございます。3款繰入金・1項観光会計繰入金・1観光会計繰入金でございます。この繰入金を16万4,000円減額をしておりますが、歳出の減額相当分を観光会計繰入金も減額するというものでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは、これより、議案第4号平成21年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）を採決をいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。（発言する者あり）わかりました。全議案について反対と言うことですね。人事院勧告に関することがありますので、本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成21年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、中村上下水道課長。

上下水道課長（中村弥壽男君） それでは、補正予算書5-10、5-11ページをお願いいたします。まず、歳出の方からご説明を申し上げます。1款農業集落排水事業費・1項農業集落排水事業費・目1一般管理費の66万4,000円の減額につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の調整でございます。目2施設管理費におきまして、226万6,000円の補正をお願いしております。需用費におきます維持管理経費でございます。消耗品において12万、光熱水費22万9,000円の補正をお願いしております。これにつきましては、これからの不足分を見込んだもので薬剤、電気料等の補正をお願いしているところでございます。修繕費191万7,000円につきましては、別府の終末処理場におきます機器の修繕経費をお願いしているところでございます。1枚お戻りいただきまして、5-8、5-9をお願いいたします。歳出で補正をお願いしております160万2,000円につきましては、財源不足額を一般会計から繰入をお願いしているものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは、議案第5号平成21年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決をいたします。

本案について原案のとおり決することにご賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（荒山光広君） 挙手多数であります。（発言する者あり）意見がない場合でも反対というとはえ方でよろしいですか。挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、中村上下水道課長。

上下水道課長（中村弥壽男君） それでは、議案7号のご説明を申し上げます。補正予算書の7-10、7-11ページをお願いいたします。まず、歳出の方からご説明を申し上げます。1款簡易水道事業費・1項総務管理費・目1一般管理費、一般管理費において242万減額をお願いしておりますが、人件費に伴う減額でございます。人事院勧告、人事異動によります調整でございます。次に2項施設管理費・目1施設管理費でございます。230万5,000円の補正をお願いをしているところでございます。需用費におきまして、施設管理費といたしまして修繕料をお願いをしているところでございます。こちらにつきましては、美東綾木東部簡水の送水ポンプの修繕に伴う修理代、そして美東簡水南部浄水場の濁度計の故障によります修理費をお願いをしているところでございます。この二つの施設の修理代合わせて230万5,000円でございます。1枚お戻りいただきまして、7-8、7-9でございます。こちらの方で歳入のほうをお願いしておりますが、4款繰入金・1項繰入金・目1一般会計繰入金でございます。11万5,000円の減額をお願いしております。歳出におきます補正合計が11万5,000円の減額となっております。これと同額を一般会計繰入金を減額するものでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは、これより、議案第7号平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決をいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成21年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、中村課長。

上下水道課長（中村弥壽男君） それでは、議案第9号平成21年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。補正予算書につきましては、黒の背表紙の資料でございます。この度の補正予算につきましては、4月の人事異動や国の人事院勧告の関連実施等に伴います人件費の調整、そして去る7月21日の集中豪雨によりまして被害を受けられました山口市水道局に対して7月24日から28日の5日間、災害復旧応援活動を実施したところでございますが、この応急給水活動の経費に対する山口市からの補填金が歳入されましてこれを補正するものでございます。それでは補正内容についてご説明を申し上げます。補正予算書の5ページをお願いをしたいと思います。申し訳ございません4ページ、5ページになります。まず、収益的収入及び支出でございますが、これの支出でございます。5ページのほうになります。款の1上水道事業費、款の2簡易水道事業費とも給料等の人件費の補正でございます。款の1上水道事業費につきましては、項の1営業費用、目の2配水及び給水費におきまして515万8,000円を追加し、また目の3総係費におきまして10万円の減額を行うものでございます。配水及び給水費におきます節の給料187万1,000円の増額補正につきましては、この費目において予算計上しております職員2名がともに4月の人事異動におきまして配置換えとなりまして職員の職階や年齢構成が上がったことによりましてその不足分の増額補正をするものであります。手当につきましては、時間外手当を除く各手当の増額補正は人事異動によります必要額の補正でございます。時間外勤務手当の87万3,000円につきましては、先程冒頭で申し上げました山口市災害復旧応援活動に伴うもの、人事異動に伴うもの、さらには7月21日の集中豪雨の対応に要した額等でございます。これはものを勘案して所要額を計上してるものでございます。総係費におきましては給料、手当とも人事異動に伴うものでございます。次に款の2簡易水道事業におきましては営業費用において98万5,000円を追加するものでございますが、給料、手当とも人事異動に伴う調整でございます。時間外

勤務手当におきましては7月21日の集中豪雨の対応に要した額や今後の見込額等を勘案いたしまして所要額を計上してるものでございます。以上上水道事業費、簡易水道事業費併せまして604万3,000円を追加補正をいたしまして、支出合計を3億6,798万7,000円とするものでございます。4ページをご覧いただきたいと思えます。続いて収入でございますが、営業外収益で28万3,000円の追加補正であります。これは冒頭で申し上げました山口市水道局への災害復旧応援活動を7月24日から28日まで5日間、延べ10人を派遣をしたところでございますが、この応急給水活動に要しました経費、事件費、時間外勤務手当がほとんどでございますが、この経費が山口市水道局から補填されたことに伴いまして営業外収益の雑収益で28万3,000円追加補正をするものでございます。この補正によりまして収入合計を3億6,416万5,000円とするものでございます。11ページをお願いいたします。9ページから予定損益計算書を掲載をしておりますが、この予算補正の結果、今年度の予定損益は下から3行目になりますが、565万円の当年度純損失となる見込みでございます。以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは、これより、議案第9号平成21年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）を採決をいたします。

本案について原案のとおり決すること賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成21年度美祢市病院等事業会計補正予算（第3号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、白井経営管理課長。

病院事業局経営管理課長（白井栄次君） それでは続きまして議案第10号平成21年度美祢市病院等事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、本年度上半期の実績に基づく収支の見直しを行うとともに、収入におきましては一般会計からの繰入金について、国が示す繰入基準が改正されたことに伴う補正を、また支出につきましては人事異動及び人事院勧告に伴う給与費の調整を行うものでございます。補正の状況を施設ごとにご説明いたしたいと思えます。補正予算書の15ページをお開き願います。病院からは白い背表紙の資料、二つご提出しておると思えますけれどもそのうちの一つでございます。15ページでございますが、最初に美祢市立病院事業、このページの左側でございますけれども、第1款病院事業収益・第1項病院医業収益・第1目入院収益を上半期の実績に基づきまして5,200万円を減額補正し、第2項医業外収益におきまして、国の繰入基準の改正に伴い4,446万9,000円を増額補正いたすものであります。国の繰入基準につきましては、2項目の改正がなされております。まず1項目目として、こちら15ページの表の第2目の他会計補助金に関わります医師確保対策に要する経費の新設による変更がなされております。本年度の総務省自治財政局長通知におきまして、医師確保対策にかかる経費が新設され、繰出基準は国家公務員である病院等勤務職員について講じられる措置を踏まえて公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費と規定されております。このことにつきましては、元来、医師確保の観点から設置されております常勤医師に対する初任給調整手当が対象となり、美祢市立病院におきましては3,246万9,000円を増額補正いたしてあります。次に2項目目でございます。第3目他会計負担金に関わります不採算地区病院の運営に要する経費の拡充に伴う変更に伴うものでございます。これまで本市におきましては、不採算地区病院に係る繰入金額は、国の特別交付税額の算定方法をその基準としており、美東病院のみが対象となっておりました。この度、国において不採算地区病院に対する特別交付税措置の要件が緩和され、美祢市立病院も、最寄りの一般病院までの到達距離が15km以上であり、また直近の国勢調査における人口集中地区以外の地域に存在する150床未満の第1種不採算地区病院に該当することとなり、また、措置額につきましても1床当たり68万円から120万円に増額されました。ただ、美祢市立病院は145床ということで、100床を超えていることから逡減方式が採用されて、10床がその対象となり、繰入額として、10床掛ける120万円の1,200万円を増額補正いたすものでございます。

次に美東病院についてでございます。同じページの右側でございます。第1項病院事業収益におきまして、入院収益を8,674万5,000円、第3目その他医業収益を2,098万5,000円、上半期の実績に基づきまして、それぞれ減額をし、また医業外収益におきましては、先程ご説明いたしました繰入基準の改正に伴う医師確保対策にかかる経費として3,083万1,000円を、そして不採算地区病院に係る措置額の増額に伴い4,180万円を増額いたすものであります。

次に、支出についてご説明いたします。1枚めくっていただいて、17ページのほうをご覧頂ければと思います。同じように左側が美祢市立病院についてでございますが、まず美祢市立病院事業におきまして、第1款病院事業費用・第1項病院医業費用・第1目給与費1,023万5,000円の減額となっております。これは全額が人事異動及び人事院勧告に伴う給与費の調整でございます。次の第2項病院医業外費用・第1目支払利息及び企業債取扱諸費27万4,000円の減額につきましては企業債の償還に関わります取扱いが変更いたしましたことによる補正でございます。次の第4項病院経営改革事業費用につきましては、費目の組み替えを行っておるのみで予算額の増減はございません。

続きまして、美東病院事業、右側でございますけれども、給与費1,613万円の減額、それから18ページの介護老人保健施設事業におきます給与費の346万3,000円の減額、そして19ページの訪問看護事業における給与費6万8,000円の減額は、いずれも全額が人事異動及び人事院勧告に伴うものであります。ここで収支を全体的に捉えていただくため、もう一つの概要説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。収益的収支につきましては総額をとらえておりますけれども、まず収入、左側でございますけれども収入全体で4,263万円減額いたしまして、収入総額を42億1,103万3,000円とするとともに、右側の支出におきまして3,017万円減額いたし、支出総額を42億733万2,000円とするものであります。以上の補正予算の結果による本年度病院等事業会計全体の損益につきましては、補正予算書の11ページをご覧いただければと思います。11ページの下から3行目でございますが、当年度純利益として244万4,000円を予定しておるところでございます。また、予定貸借対照表につきましては、1枚前の8ページ、9ページに掲載いたしておりますし、なお、また施設ごとの予定損益計算書並びに予定貸借対照表につきましては、概要説明資料の8ページから1

5 ページにかけて掲載しておりますので、ここではご紹介だけでさせていただければと思います。

次に、資本的収支についてご説明いたします。資料につきましては、補正予算書の 21 ページをご覧ください。今回の資本的収支に係る補正は、美祢市立病院資本的支出のみでございます。第 1 項病院事業資本的支出・第 2 項企業債償還金におきまして 27 万 4,000 円の増額となっておりますけれども、こちらは企業債の償還に係る取扱いを変更いたしましたということから増額するものでございまして、先程、収益的支出の項目でご説明をいたしました美祢市立病院事業の医業外費用において減額補正された 27 万 4,000 円により補填いたすものでございます。その結果が補正予算書の 1 ページの第 3 条に明記されております。資本的収入額が支出額に対して不足する額 8,943 万 7,000 円は、当年度消費税資本的収支調整額と過年度損益留保資金で補填するものでございます。以上で議案第 10 号のご説明を終わります。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、高木副委員長。

副委員長（高木法生君） この度の人事院勧告の内容につきましては、給与月額につきまして平均で 0.2% 引き下げを実施等の説明があったかと思えます。そこで医療職職員のとりわけ医師の確保については大変困難さを極めておると状況下でございます。医療職 1 の給与月額につきましては特段の配慮が必要かと思っておりますが、今回の給与月額を見ても新旧対照表に添付されていないということで医師の給与額につきましては引き下げの対象になっていないということで理解でよろしいでしょうか。

委員長（荒山光広君） はい、田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） 只今、高木委員のご質問ですが、医師は今回の人勧の給与月額の減額の対象にはなっておりません。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 15 ページですけども、入院収益の中で市立病院が 5,200 万、美東病院が 8,674 万 5,000 円収益が減額となっておりますが、この原因はどこにあるとお考えでしょうか。

委員長（荒山光広君） はい、白井経営管理課長。

病院事業局経営管理課長（白井栄次君） 只今の山中委員のご質問にお答えいたします。二つの病院の収益の原因は何かと言うところでございますけれども、美祢市立病院におきましては5,200万円減額いたしておりますけれども、これの主な要因は、この度事業量の変更はいたしておりませんけれども、特に入院診療単価が計画よりも下がっておりますと美祢市立病院で言いますと、およそ1,700円程度1人当たりの診療単価が少なくなっております。それが今回の減額に大きく影響しております。それから美東病院につきましてですけれども、こちらも入院収益でございます。こちらも一般病床、療養病床それぞれ入院単価、診療単価が減少いたしておりますことから8,674万5,000円の減額となっております。また、その他医療収益につきましては、美東病院におきます検診、予防接種等、その実績が上半期の実績を踏まえた結果、2,000万程度の減額が生じることからこの度減額補正をしたところでございます。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 医師確保のために市立病院で3,246万9,000円、美東病院のほうで3,083万1,000円、計6,330万あると思いますが、この使い道というのはどのようにこれを振り分けられたのか、どういう基準で。

委員長（荒山光広君） はい、白井経営管理課長。

病院事業局経営管理課長（白井栄次君） 先程も申しましたようにこの金額につきましては医師の初任給調整手当ということで、まだ年度途中でございますけれども年度間の支出予定額を見込んだ額をこの数字に当てはめております。

委員長（荒山光広君） いいですか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 人数はわかりますか。

委員長（荒山光広君） はい、白井経営管理課長。

病院事業局経営管理課長（白井栄次君） 美祢市立病院で8名です。それから美東病院で9名でございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。はい、白井課長。

病院事業局経営管理課長（白井栄次君） 先程、美祢市立病院8名と回答いたしましたけれども9名が正しゅうございますので訂正をさせていただきます。

委員長（荒山光広君） 美祢市立病院 9 名、美東も 9 名ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）と言うことでございます。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それではご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） ないようでございます。これより、議案第 10 号平成 21 年度美祢市病院等事業会計補正予算（第 3 号）を採決をいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（荒山光広君） 挙手多数でございます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号平成 21 年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、中村上下水道課長。

上下水道課長（中村弥壽男君） それでは、議案第 11 号平成 21 年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明をさせていただきます。補正予算書につきましては、オレンジ色の背表紙のついた資料でございます。この度の補正予算（第 1 号）につきましては、4 月の人事異動や国の人事院勧告の実施に伴います人件費の調整として行うものでございます。それでは補正予算書の 4 ページをご覧くださいと思います。まず収益的収入及び支出についてご説明を申し上げます。人勧の関連実施に伴う人件費の調整でございます。支出におきます款 1 下水道事業費用・項 1 営業費用・目 1 管渠費におきまして給料等の人件費を 1 万 9,000 円減額をするものでございます。そして支出合計を 4 億 6,945 万 6,000 円とするものでございます。次に収入でございますが、減額補正を行います人件費を 9,000 円減額をするものでございますが、一般会計からの繰入金につきましてこの人件費相当部分の 9,000 円を減額をするものでございます。そしてこの減額によりまして、収入合計を 4 億 9,547 万 6,000 円とするものでございます。10 ページをお願いをいたします。9 ページから予定損益計算書を掲載をしてるところでございますが、この予算補正の結果、今年度の予算損益は当年度純利益 2,779 万 7,000 円となる見込みでございます。5 ページにお戻りをいただきたいと思います。次に、資本的収入及び支出でございます。こちらの補正に

つきましても4月の人事異動と人事院勧告の実施に伴います給料等の補正でございます。まず、支出のほうからご説明を申し上げます。款の1資本的支出・項1建設改良費・目1下水道事業費でございます。給料以下人件費の費目合計123万8,000円の減額をするものでございます。なお、こちら下水道事業費には4名の職員を配置をしてるところでございます。次に上の収入でございます。款の1資本的収入・項3他会計補助金・目の1他会計補助金、こちらの一般会計補助金を123万8,000円減額をするものでございます。一般会計から建設改良に充てる財源として財政支援を受けているところでございますが、歳出の減額に伴いまして同額の123万8,000円を減額をするものでございます。この補正の結果、収入合計を5億1,211万4,000円とするものでございます。1ページにお戻りをいただきたいと思えます。第3条でございます。この補正予算の結果、資本的収入が資本的支出に対して不足する額は1億8,554万4,000円となりまして、これを当年度分消費税資本的収支調整額564万6,000円と損益勘定留保資金1億7,989万8,000円で補填するものでございます。以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 今まで全て挙手多数で採決された議案について、人勧の答申によりと言うことなので、本会議でも申しましたがもう少し具体的にこの人事院勧告というのは1948年に設立をされて憲法で保障された労働基本権ですね、これに変わるものだと言うことで、それをその人事院勧告で賃金等を議論をして答申をすると言うことで憲法に違反しないと言う形で当時の政府が法律の名の下において設置したもんです。しかしながらこの1948年の設立時の当時の委員長は人事院勧告は不偏不党、独立性が補償されるべきだと言うことを持って設立をすると言うこのような発言がなされています。しかしながら端的に申しますと先の参議院総務委員会で明らかにされたことですが、この人事院の給与局長、給与問題を検討する給与局長が人事院の給与局長が先の与党、プロジェクトチーム国家公務員の給与の引き下げのためと言う与党のプロジェクトチームの会合に出席をしている事実は明らかにされてその人事院の不偏不党制と言うものが一体どうなってるのかと言うことでその事実を追求された当時の江利川人事院総裁がそうしたことは人事院に本

来のあるべき姿に反してるとその事実があったことは認める反省すべきは反省すべきとその事実を認めたことがこの先の27日の参議院総務委員会で明らかになっています。何故このような事態になったかと言えば人事院は戦後設立されて以来ですね、俗に言う賃金の給与の公務員給与のマイナスと言うような答申がかつて一度もなされたことはありませんでした。しかしながらこうした事実が相次いで明らかになる背景には2002年の5月当時の経済財政担当大臣ですね、テレビでよく出ていてその骨太方針と言う名の下に6月の国会で国家公務員の総人件費の削減が必要だと言うことで人勸は右肩上がりの経済成長の産物として作られたものだから見直すことが必要だとこのような独立性を犯す発言が行われて以後、国家公務員の当時の政府はこうした国家公務員の賃金、労働条件の改訳を公然と閣議決定を行う、そして人事院に介入すると言うことを行ってきて2002年史上初めてのマイナス勧告を行うと、このような事態でこの人事院が変節をさせられて来た経緯があります。人事院はあくまでも公務員はとりわけ国家公務員、地方公務員も含めて不偏不党、独立を犯してはならないと言うことで住民並びに全体の奉仕者としてその職務を補償するために、またそこに関わることで人事院の独立性が法律によって定められてきておりながらこうした経過の中でなし崩し的に公務員の賃金が引き下げられているとこのことについては2002年のこうした当時の与党の行為の背景の中で国際労働機関、ILOですねこれが国際的な人道的な労働条件に反する行為だということで毎年その違法性を告発をしてなおILO勧告として毎年政府にその是正を求める、改善するよと言う勧告がなされています。私はこうした経過を踏まえてまずルールを作り、ルールを守るべき国や地方自治体並びにそこに働く公務員のところで本来厳粛に守らなければならないその法律やルールが力の論理でなし崩し的に行われていると言う問題点と併せ、また先程も申した公務員の住民並びに全体の奉仕者としてのその働きぶり、特にその精神、教師が聖職者として、また公務員は奉仕者としてその職務に努めるためにこういった経過を踏まえた安易な人事院勧告に基づく公務員の給与の引き下げについては日本共産党は断固反対するものです。以上もって意見に換えさせていただきます。

委員長（荒山光広君） 意見でよろしいですか。その他質疑ありませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） しっかりと正論ですね、正論の方が今の発言が非常によかつ

たかどうか判断されると思います。下水道の件と言うことで私のほうから今回平成21年度のこの美祢市一般会計補正予算で市民税、個人と企業法人税のこの税収が説明があったように4,200万円当初より低いそういう状況になっております。来年もたぶん同じような方向に行くんじゃないかと非常にそういう一抹の不安があるわけでありまして。そういう中であってこの公共の下水道事業をしっかりと見据えて行くなら当然都市計画があつてですね下水道事業しっかりと行政として市民のサービスとして推し進めていかなければならないということは私も認めている1人でありましてけれども今年度も企業債が1億9,800万円、他会計補助金から約2億7,000万円出ております。そういうことで私はこの今現在美祢市が下水道事業を計画されているその中であつて今そういう予算措置もされているわけでありましてけれどもやっぱり税収減、そういう中であつて私は、何て言いますか同じ都市計画の中に入つておつてもかなり経費がかかるそういうところは合併浄化槽をしっかりとですね推進する等いろいろ方法はあつてと思います。そこで今後とも今回の同じような予算措置で従来計画したとおりのこの公共下水事業を今後とも推し進められるのか。それともしっかりとこの何と申しますか今申し上げた合併浄化槽等に変換してしっかりとこういった事業費がかからないようにしっかりと推し進めていく、なかなかこれは美祢市における雇用の確保、そういう促進にもなつているとは理解しておりますけれども、こういったところをきちつと見据えて行かないと美祢市は実質公債費率も着実に減つてはいるとは思いますがけれどもどうかその辺も今後よりいい方向に行くために下水道公共事業は今美祢市が計画していく上に置いて何ら今後とも変更はなく当初の計画どおりに推し進められるのかどうか、この点をちょっとお伺いしたいと思つております。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今の岡山委員の質問ですが、都市計画区域というふうな言葉ちょっと使われましたけど、基本的に都市計画区域、都市計画税を掛けてるところですね。これは目的税に当たりますから下水道とかですね、整備をするという目的で市民の方税をお願いしてる。特別に目的税を頂戴しておるということですね。そういうところを優先的に下水道を敷設してるという経緯があります。まだこの都市計画税が頂戴しておりながら下水道がないというところもまだ残つておるということとは委員ご承知のとおりでございます。その辺も含めまして下水道でやるのか農業

集落排水でやるのか、今言われた合併浄化槽に対する補助金でやるのかというのはその地域の実情とかコストパフォーマンス、対費用効果考えてやっていく必要があると思うしております。それと根本的なことなんですが、今回政権が変わりましてこの民主党政権がこの公共下水道事業、農業集落排水事業についてはご承知のように基本的には国のインフラ整備、都市基盤整備に関わることで国が責任を持ってある面財源的な裏付け、それから起債を起こす。市が借金を起こしても、地方自治体が借金を起こしても後日償還に関わる裏財源といいますか、裏財源というのはへんですね国がお金をですね補填をしてその事業を各基礎自治体が行いやすくなっているわけですが、これを地方の責任においてやってもらおうじゃないかという議論が大きくなってきております。そうしますと言責にこういうふうな下水道事業のような大きな設備投資を伴うものについて地方にお任せをされてもですね特に美祿市のような地方の中山間地域において下水道というのを、それから農業集落排水、本当にやりづらくなるというかやれなくなるような現状が起こってくる可能性もあります。ですから今のご質問は民主党政権が本当にこれから先のいろんな地方にですね、都市はいいですよ全部すんでますから、きれいなですね推薦が流れますから、実感ないでしょうけれども地方の実態をですねよくわかっておられない議論だろうと思います。地方に任そうじゃないかというような話をされておられます。その財源的措置も含めて今回の一般質問なり提案説明の時に我々市長かとなれば国がなすべきことは責任を持ってやってもらいたいと地方に責任を持ってもらいたいということを強く今申し入れております。ですからその辺のことの整理、それから国の大きな方針が明らかになってこないとちょっとお答えをしづらいということがあります。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） よくわかりました。いずれにしても今後こういった公共下水道事業を進めるに当たって市民の皆さんで具体的に合併浄化槽がいいのか、また集落排水がいいか、それもかなりコストがかかるということで本当にコストパフォーマンスをしっかりと押し進めて行かなくちゃならないんですけれども市民の皆さんにわかりやすくですね、実際公共事業に関しては、この下水道事業に対しては本当にお金がかかる市民の皆さんもよくご存知とは思いますが、だからそのぶんですね実際今後、関わる経費がですねいろいろ方向性を精査されてですね、少しでもここにかか

る経費が少なくなっていた。そういうですね行政として公共下水道事業をですねここまで改善したとそういう形でしっかりと今後示していただきたいということをお願いして終わります。

委員長（荒山光広君） はい、その他質疑ございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 総務部長に聞くんじゃけど私が簡単にさっき言うたのは、我が社の方針を拾いだして読み上げたんじゃけど結局1498年に人勤が制度的に作られたとその時に確認事項として不偏不党、中立性を保つということで設立されたと。しかし2002年の小泉内閣と特に竹中平蔵が骨太方針だということで聖域なく行革という形で国家公務員の給与引き下げを閣議決定を行い与党プロジェクトチームの公務員給与引き下げという会合に当時の人事院の給与局長が出席をして協議をしたということが国会の参議院で明らかになって人事委員の不偏不党が既に崩れているのではないかとということを追求めたらさっき読み上げた総裁がその事実を認めたと。そこで出てくるんじゃけど、そうした経過を踏まえても執行部の提案が全部人勤に基づくとだから労使交渉の合意に基づくという話なら私たちの立場は違うんです。ところが違法な、しかも国連の機関が拘束力がないといえればそれまでじゃけど国連の機関で是正勧告が出てると何度も一部国のレベルでは人勤そのものが与党の意向をくんで勧告を出すというような仕組みじゃったら必要ないんじゃないかという議論になるが、それでもあえて職員の給与の引き下げについては人勤の答申に基づいてということで美祿市が拘らんにゃいけんわけがあるならちょっと説明してもらえんじゃろか。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 南口委員のご質問ですけれど労働基本権の代償として人事院勧告制度があると言うことで国家公務員、地方公務員は人事院勧告を尊重し、その勧告に準拠し改正を行っている訳ですけれど、その精神と併せて先程委員が言われました右肩上がりの経済成長の折には全て給与は増加という時代でしたけれど、その後時代の趨勢とともに経済の成長も低成長、あるいはマイナス成長という時代にもなってきておりました民間の給与も引き下げが行われているという状況の中で国家公務員、地方公務員も民間準拠という精神に基づき人事院勧告が引き下げされているということを踏まえまして、今回も引き下げを行った訳であります。職員労働組合ともこの件につきましては十分に協議し、妥結いただいております。

いうことを申し添えておきます。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） もう一度いうよ議案の提案が全て各課にまたがる提案じゃけ数が多くなっちゃうんじゃないけど人勧に基づくとというのが出だしなんですよね、憲法で保障されている労働基本権ね。そうすると美祢市も労働基本権を美祢市の職員には認めてないと。いうことを前提に人勧の答申を受けて給与改定を行うという方針なのかということになってしまうそいね。だから美祢市は別にトップの市長に聞く訳じゃないけど執行部は美祢市の職員の憲法で保障された労働基本権は認めているのか認めていないのか答弁できるかね。憲法で保障されてる労働基本権。だから全て人勧に人勧にと、人勧そのものがなし崩し的に人勧の機能を果たしてないというのは不偏不党、中立性が保持されてないというのは国会で明らかになって総裁も認めたとある事実があるわけいね。それを与党と給与の改定について給与局長が調整をしよるわけじゃから。それを受けて美祢市の職員の賃下げをするというのは、これはどう考えたって地方自治法の地方自治体の独立性それをまた議会で議決せんにゃいけないのじゃから。議決権に対する侵害に当たるんじゃないかと思う。違法な仕組みの中で違法なものがおろされてくるものを受けて逆に提案をすると。ルールが崩れちよると国会で。しかし、もっとも大事なものは職員に与えられちよる労働基本権はこれは憲法で保障されちよるものじゃから人勧というものと交歓に国家公務員は引き替えに制度的に人勧を受けるということになっちゃうけど。地方自治体もそれに順次てということになれば。そもそも人勧の中立性やその答申の内容が正当性があるんかということについてはきちんと必要な議論はすべきじゃないかと思うそ。その上で提案をするならば職員組合の同意と全労働者の承諾を持って議案を提案するということなら説明は違うけど議案の初っぱなに全て人勧の勧告によってていう出だしでなって活字には職員組合も労働者の権利も労働基本権も何も触れられてないと。ここに問題があるんじゃないかというのが三好睦子委員が言いたいで、私が成り代わって説明をした。よろしいですか。あえて答弁がなければいいです。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間部長。

総務部長（波佐間 敏君） 1点だけ、労働基本権の中における労働争議、争議権は地方公務員には禁止されてるという状態であります。

委員長（荒山光広君） その他。はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 今回の件、南口さんが言われましたので一言だけ述べさせていただきます。あまり言うともた懲罰委員会にかかるかもしれませんので、簡単に言います。労働基本権ですねこれは団結権とストライキ権だけど昔は（発言する者あり）団体交渉権、その通りなんですけど今波佐間さんが言われたように人事院勧告によってそれは変わったわけですね。そのために今の権利は地方とも全部なくなったというふうなことだと思います。しかしですね、こないだテレビでありましたように国の麻生さんが人事院にいろいろやったけど人事院の詳しくは覚えていませんけど言うことを聞かなかつたですね人事の一番偉い人が。そういうこともあるので今度民主党になったら、たぶんその辺は団結権とかそういう労働基本権を与えて変わると思うんですけど、今まではそういう認識だと思いますよ。だから波佐間部長さんが言われたのは間違いないと思います。もう一つ聞きたいことがあるんですけど、例の下水道の件なんですけどこれ今までちょっと私が調べた範囲では大体200億ぐらい投資されてると思うんですよ、しかし都市部は効果があったんだけど田舎のほうはかえってあまり効果がないのに負担されるということで、ありがた迷惑の点もただあると思うんですよ。それで今までは確かに景気対策とかいろいろありましたけどね。これからはやっぱり財政も非常に苦しいので国のほうも見直すと思いますしさっき市長さんが言われたとおりだと思いますので、方針が変わればですね僕は岡山さんがやられるような案にこれから将来なるんだと思います。しかし必要ところは当然やるべきだし田舎の本当に田舎のですね必要ないところ特に浄化槽のあるところはですねやはりこれをあえてやるちゅうのは岡山さんと同じように見直すべきだと思いますので、一つその辺を執行部の方もよくご判断いただいて、国の方針が決定がしてからで結構でございますので一つよろしく願います。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 田邊委員、ありがた迷惑という言葉使われたけど、あのですね下水道にしる農業集落排水にしる本当にその地域の方がそういうふうな生活基盤の条件をですね、きちっとしてもらいたいと強い気持ちがあつていろんなご要望があります。そしてその基盤ができてないと若い者が住んでくれないんですよ、この地区が崩壊するんですよと非常にそういうふうな思いもあるんです。それをありが

た迷惑という一言で片付けられたらそういう方々怒りになりますよ。と云うことで。以上です。

委員長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは、これより、議案第11号平成21年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決をいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。ここで10分間ほど休憩をしたいと思います。暫時休憩したいと思います。あらかじめ定刻が過ぎるかと思えますけれどもよろしく願います。

午後4時42分休憩

.....
午後4時53分再開

委員長（荒山光広君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第17号第1次美祢市総合計画基本構想についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、末岡企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（末岡竜夫君） 議案第17号第1次美祢市総合計画基本構想についてご説明いたします。事前にお配りしました176ページに渡ります資料に基づいて基本的な部分のみ説明させていただきたいと思います。まず、2ページでございます。2ページに計画の構成というふうに書いてございます。地方自治法第2条第4項の規定に基づきまして策定します、将来に向けたまちづくりの基本理念を示す基本構想、それからこの基本構想に基づきましてより具体的な施策の内容を明らかにいたします基本計画、そして毎年度ごとの実施事業などを掲げる実施計画の3つによって構成されます。従いまして、この29ページまでになりますが基本構想の部分がこの度、議案に上げらせていただいた部分となります。計画の期間でございますが、計画の期間は、基本構想は平成22年度から平成31年度までの10年間、基本計画につきましては、前期計画が5年間、後期計画が5年間、実

施計画は3年計画といたしますが、毎年見直しを行うということにいたします。この計画の骨子が28ページを見ていただけたらと思います。28ページに施策の大綱ということでまとめております。基本理念を市民が「夢・希望・誇り」をもって暮らす交流拠点都市美祢市というふうにしております。ここに将来像として、新市基本計画の言葉でございます自然と調和し、潤いと活力にみちたやすらぎと交流の郷という将来像を掲げさせていただいております。これに基本目標を5つ掲げております。安全・安心の確保、観光交流の促進、産業の振興、ひとの育成、そして行財政運営の強化でございます。本計画書を答申といたしまして先月、11月6日でございますが、総合計画の審議会の会長、副会長の2名の方が市長へ提出をされました。この答申を尊重いたしまして、第1次美祢市総合計画基本計画を策定するにあたりまして地方自治法第2条第4項の規定により市議会の議決を求めるものでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 本会議での説明の中でですね、林副市長の議員の質問に対する副市長の答弁の中で、基本計画のほうで来福台、68ページ、住宅環境の整備と定住促進の中でのそこに表が上から2番目に出ております。これの数字がですね、ちょっと聞き間違えたのかもしれないけれども、そこに来福台一般分譲数886、実績が538、残りが348っていうふうに書いてあります。この数字がちょっと説明の中で違っておったように思うんですが、そこんところもう一度お願いします。何日現在というのも確か違っておったと思うんですね。これ20年度末でしょう。ですから21年のと思うんですけど。ちょっともう一度、本会議の時のお話をですねもう一度お聞きをしたいと思うんですが。

委員長（荒山光広君） はい、林副市長。

副市長（林 繁美君） ただ今の安富委員のご質問ですが、本会議場で来福台の分譲状況についてはじめに数字を申し上げます。その数字ですが、ことしの21年の10月31日現在で一般住宅が分譲に供した区画が748、そのうち契約が539とすることで申し上げます。それと21年度今までの契約が2件とそれも市内が2件とすることでご説明したと思います。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君）　そこでちょっとよくわからないんですが、20年度末ですね分譲数が886であるものが、2戸しか売れなくて、748になったというのがよく理解できんですが。

委員長（荒山光広君）　はい、林副市長。

副市長（林　繁美君）　この表にあるのがですね、計画区画として一般住宅が886あるわけです。全体ですね。この中でまだ分譲に供してない区画があるということです。現実はこの来福台としての一般住宅の区画は886ありますよということです。しかし、その内の748を分譲に出しておると、その内539が契約をされておると言うことです。

委員長（荒山光広君）　よろしいですか。はい。その他、質疑はございませんか。

はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君）　答申した本人が手を挙げたから変な目つきで見られたんですが、ちょっとこれだけは市長にお聞きしておきたいというのがありますので、大変申し訳ありません。これが済んだあとの、その他の項目でもいいんですが、一応154と155ページを見ていただきたいと思うんですね。行政サービスにおける民間活力の導入の推進ということで、審議会においては、アウトソーシング、その中の指定管理者制度というのも一つあるんですが、それ以外に業務委託だとかアウトソーシングと言うのは一部の場合もありますので、そうしたものも含めてですね、ちょっと本会議場で南口議員が指定管理者制度のことでちょっとお話しされたと思うんで、ちょっと不十分さがあるだろうと思うんで、ちょっとお聞きしたいんです。一つはですね、リサイクルセンター、もう一つは、ゆうすげ苑いづれにしても所管がどこかわかりませんが、いづれにしてもですね、いわゆる管理運営に関する協定書、これを結んだあと、今度は委託料支払合意書とこういうものを交わすように2段階の契約になっているわけですね。そん中でどちらも21年4月1日付けで委託料支払合意書というものが交わされてます。端的に申しますと片や4条で非常に簡単にしてあります。方や7条ということで非常に項目が詳細に書いてあります。どこが違うかと言うとですね、片方は、ゆうすげ苑のは、その他として4条に会計年度終了後、事業報告及び事業決算書を報告するまでの期間に要する経費については、乙の負担とし委託料の額には含まれないものとする。こう書いてあるんです。そうしますとですね、会計年度が終わって3月31日に終わって、この義務付

けられた報告書を作るための人件費その他の諸経費、全て委託料から離れてますよ
とこう書いてあるんですよね。なんでこうした指定管理者に対してそういう負担を
かけるのかというのが1点。それからもう少し突き詰めてみますと片やですね、委
託費の変更、委託料の精算、施設の維持補修と同じ課から出てると思うんですが、
全然その内容が違うんですよね。よく読んでみると経営努力しないほうがいいとい
うふうに読み取れるんです。市長はせっかく行政サービスをですね民間活力をやる
ことによってできるだけコストを下げるとそれから我々も業務の効率化を図ってサ
ービスの向上をして下さいよという答申をしたにもかかわらず、現実にはですね、
こういう事になっている。そうすると美祢市の方針は、経営努力せんと怠け者をつ
くる気ですかと言いたいんですね。私ごとですけど係争中になってるのも一緒なん
ですね。一生懸命経営努力して経費節減したら返せと。そうすると全て努力しない
ものが、なら何も言わないで済むと。こういう形になるんですね。事業が継続す
るためにはやっぱりある程度の金が回らないと事業というのは継続ができないと思
います。近江商人じゃあないけどこれは昔流行りましたよね、今から20年くらい前
に。金なくして企業育たず、企業なくして人育たずという諺ご存じだと思うん
ですね。この状態でやればせっかく民間活力を導入することによって多様化する住民
のニーズをより効果的、効率的に対応しましょうと。その上に住民サービスの向上と
併せて経費を削減してですね更に雇用の創出を図りましょうと。こうなってるん
ですね。ところが現実にはそうじゃあなくて、できるだけ怠けて経営努力せずに
いただいた予算を全部使いましょうと。こういう形に契約がなっています。しかも
当事者に聴きますと管理運営の協定書を結んだあと、これを結ばされるんで、いや
が言われませんでしたと言うあれいただきました。何でこういう支払合意書が交
わされているのか市長のお考えをお聞きしたいと思うんですけど。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） このことに関しては、提案説明の時のご質問だったですね。
南口議員からの。（発言する者あり）やったですかいい。そういう風なご指摘と言
いますか、ことをおっしゃいましたんで直ちに私のほうで調査をいたしました。そ
れで基本的なことを申し上げます。ここに私持っておるのが美祢市の指定管理者
制度に関わりますガイドラインの改訂版。これは議会の方々とそしてわれわれ行政
体とですね、このアウトソーシングに係ることについてよりベターなことを目指して

ことしの5月にガイドラインを改訂をいたしました。実は昨年(2010)年の10月に作っておいたものをこの5月に改訂したということです。根本的な大きな考え方、どこにこの改訂部分があるかということですね、実は、皆さんここに持っておられるかどうかわかりませんが、この改訂ガイドラインの8ページに国の考え方が書いてあります。このアウトソーシングに係ることは自己努力による利益は原則として吸い上げないような取り扱いにすることが指定管理者への経営努力へのインセンティブになり、また制度趣旨にも合致をする。とこういうふうなことを受けまして私ども市(2011)のガイドライン、この6ページに書いてあります。指定管理者に対し、収益の拡大やコスト削減に向けた自主的、主体的な取り組み(以下経営努力という)へのインセンティブを確保するため、次の経費に係る部分を除き原則として管理料の指定管理料の精算を行わないということです。これ以下細かいことが書いてあるんですが、基本的な考え方とすればこの指定管理に関わることを全部ゼロ精算してしまいますと、受けられた方がですね企業体として、また色々な団体としてですね何もしなくてもやはりゼロ精算ということであれば、その指定管理で出したということであれば、もちろん行政のこのコストを下げるという目的もありますけれども、地域のいろんな組織とか会社とか団体の活力を導くということもありますし、それによって市民へのサービスの維持向上させたいということもあるわけです。そうしますと何もしなくていい。全部ゼロで精算しますよとプラスマイナス。そうすると受けられたほうが一言で言えばやる気が無くなるということになりますのでこういうふうな形で改訂ガイドラインを作りました。一言で申し上げます。そういうふうなご指摘を受けまして、私どものほうで調べさせていただきましたらですねこの改訂ガイドラインを作成する前に結んだものをですね、そのまんま今日まできちよるの(2011)があったということです。私はこれ市長としてお断りを申し上げん(2011)やあいけんの(2011)ですけど当然のごとくこの改訂ガイドラインを作り上げたからにはですね、それに基づいて既に結んでおいたこの協定にしろ契約しろそういう考え方に基づいて改正のですね協定を結ぶべきであったというふうに思っております。このことについてはですね適正に処理をするように今、担当課のほうに指示をしております。それとですね、これからこういうことが起こらないようにということも考えまして、ちょっと指示したことがあります。それぞれの部、課でいろんなそういうガイドラインに基づく外部委託をしています。指定管理も出しております。それぞ

れの取り組みがですね、取り扱いが少なくともこのガイドラインの大きな精神にもとることやられておったんでは、市の大きな柱が無くなるということで市に対する不利益をもたらしますし、その関わって一生懸命やっていただく業者なり、団体にですね不利益をもたらすということですから、担当部署の総合政策部のほうでこの協定等結ぶときには、必ず一度総合政策部のほうに合議をしてその内容が適正かどうかチェックさせます。それと併せてですね定期的にその担当部署のほうとですねこの総合政策部が主体になりましてその意志を統一するという会をもたせたいというふうに思っております。その辺の指示もいたしました。ということで私、いつも申しておるとおり市長というのは、最終的な責任を負うという立場と思っておりますので、大変この件に関しては、申し訳なかったというふうに思っております。私の目が行き届いていなかったと言うふうに思っておりますのでご了承をお願い申し上げたいと思っております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 別に市長がお断りを言うことでもないだろうと思うんですが、まだ一つだけ明解なお答えがなかったんですね。これはゆうすげ苑の委託料支払合意書の第4条、手元にありますか。ないですか。（発言する者あり）読み上げますと会計年度終了後ですから3月31日、終わったらですね事業報告書及び収支計算書を報告するまでの期間に要する経費については、乙の負担とし委託料の額には含まれないものとする。と書いてあるんですよ。そうしますとね、おそらくガイドラインには報告を義務付けていますよね、四半期ごとに。ところが四半期ごとに義務付けているが会計年度終了後については、別個の経費ですよとそれは受けた者の負担ですよとこういう文言が入ってるんですよ。これはちょっとガイドラインとまたかけ離れて、そうすると四半期ごとの報告義務からするとですね、年度末だけは別扱いにして経費負担は、指定管理者を受託された方に負担しなさいと。委託料には入らないと。こういう文言が入ってるんですよ。ですから片や今度は、残ったら返せと書いてあるんですよ。非常に合意書が差別化されているんですよ。差別と言っている訳ではないんですよ。差別化されている。なぜか知らんけど。これはやっぱし、しかも21年4月1日ですからですね、議会のほうでも指定管理者や業務委託については、いろいろ協議をしながら見直そうやということで、見直してきたわけですから、今後ですねこうした、この2社に対してどのようにやってのか

というのをきちんとお聞きしたいと思うんですよね。まだまだこの業務委託については、私がガイドラインを見直す時にも随分言うたんですよね。まだまだあるじゃないかと怠け者を作る気ですかと。みんな美祢の業者、怠け者にする気ですかと随分言うたと思うんですよね。にも関わらず直っていないんですよ。私に関わることも一杯ありますからですね、これは避けることといたしまして少なくともこの2社に対して、この辺はきちっと是正をしていただきたいなと思うんですよね。ガイドラインに沿った、趣旨に沿ったものにしてほしいと。言うことですがご回答をお願いしたいと思います。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 大きな形で、私が先程申し上げた形で担当部署のほうに指示をしております。個別の案件についてはですね、私の指示に基づいて対応策を考えておるはずでございますので、竹岡議員よろしいですか。担当課長のほうから説明をさせたいと思いますが。

委員長（荒山光広君） はい、金子総合政策部次長。

総合政策部次長（金子 彰君） ただいま、竹岡委員さんのほうからそういったこととお話を受けました。市長が申しあげましたとおりこのガイドラインに従って現在やっているというふうに認識しておりましたが、所管課との連絡調整が不十分であったということで、このガイドラインの趣旨が各課まで徹底されていなかったということで私のほうからもお断りを言いたいというふうに思います。今後はこの趣旨、ガイドラインの趣旨に則りまして市長の指示を受けて所管課のほうへ周知徹底を図りながら、事のほうを進めて行きたいというふうに考えております。（発言する者あり）それも含めて考えたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） よくわかりました。是非ですね答申した責任がありますんで、そこだけをきちんと付け加えた上で各委員の皆様方のちょっと構想なのに基本計画まで入り込んで大変申し訳なかったんですけど。答申した責任者として一言市長のお考えをお聞きしましたから、安心してお任せしますのでよろしくひとつ。

委員長（荒山光広君） その他、質疑はございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 先日、本会議場でこの154ページ、行政サービスにおける

民間活力の導入の推進ということで、協働のまちづくりということと次のページの市職員の能力の向上、それから市民参加型まちづくりの推進、市民活動支援の推進、ということで最後に協働のまちづくりワークショップの概要、この流れは以前どっかで見た流れと非常によく似ちるんですが、最後のところで宇都宮市の場合は、最後にこれが出てきたんです。市民と市による協働事業という企画提案というこういう資料なんです、簡単に私が聞いた範囲で簡単に言いますと、今言ったですね最初の行政サービスにおける民間の活力さらに市職員の能力の向上、市民参加型まちづくりの推進、市民活動支援の推進、というこうしたテーマに関連をしてですね市民と市による協働事業企画提案募集という制度が宇都宮市では設けられています。今、国の政府がどの大臣か知りませんが、安易にセメントから人へと言うようなことを言ってますが、非常に誤解を受けやすいスローガンだと思います。美祢市は、石炭、石灰、共に大理石、石と共に栄えてきたまち美祢市。この前NHKでやりよった。それでこんな立派な彫刻家が美祢市におったんかということも再認識をいたしました。美祢市はセメントも含めてですね、栄えているまちで公共事業に関わる建設業者も含めてですね、いかに新しい事業のあり方を模索していくかと、いう点でこれは、ハードではなくソフト面での特にこの宇都宮市も20年度、21年度で初めて行っている事業だということで市民によるこの提案型、これをですね是非美祢市でも検討して、必要であればですよ、必要であれば、例え大きな公共事業であろうが優秀なですね美祢市の企業の建設業者の中にも優秀な職員を抱えておる訳です。その建設業のみならず、美祢市の地元の企業で企画提案能力のある職員と市の職員がいろんな意味で議論を重ねながらできる。これが業者と職員の癒着ということにとらわれがちですが、こういう制度を正々堂々とですね導入しながらこれは、ちょっとしたNPOの団体なんです、これをですねソフト事業から必要であれば生活関連型の公共事業も含めてですね提案型の制度として市が受け止められる。そうしてオープンに業者とも協議ができる。そして必要な公共事業については、双方が提案ができるという仕組みをすれば市民も賢くなっていくし、職員も賢くなっていくし、その上で市民の合意を得た、合意のある公共事業であれば平行しながら正々堂々と進めて行くことでできるのではないかと思いますので、是非一度検討していただきたいということです。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員、南口議員、一言言ってほしいということですから。この資料は、研修に行かれたときに宇都宮市でもらわれた資料ですか。（発言する者あり）窓口で。今、話を聞きながら見よったんですがなかなかおもしろいですね。実はですね、私も似たようなことを考えちよるんですよ。先月やったかな。先々月やったかな。政策調整会議で、最高幹部会議です市の職員の。そういうことを考えた上で来年度予算を組む時に市民の方の思い、それから3地域が一緒になって合併市になっておりますけれども、それぞれの地域の中での思い、ということも含めてですね自発的にいろんな事を考えていただいて、何か成すことがないかということで、私の政策的な予算として今、出して来るようにっております。これはまだ、3月議会でもた予算をですねご審議を賜るようになりますから具体的なことは申し上げませんが、宇都宮市とはちょっと違います。私はまず第1にですねソフト的な面をということでやってもらいたいというふうに思ってますんで、いろんな経験を得た上で宇都宮市さんもおそらく、いろんな事が前にあったんでしょう、そしてここに行き着かれたんでしょう。基本的な考え方、協働という考え方ですね。市民と共に行政が考えて行くということは、本当に大切と思ってますんで、いただいた、このご審議いただいてのこの総合計画にもその考え方が本当に大きく流れています。これを読ましていただいてね、そうしたことがイメージで湧いたもんですからそういうことを今、部課長のほうにっております。また、予算が出てきたときにですね、この議会でもた明らかにしていきたいというふうに思いますのでそういうことでございます。

委員長（荒山光広君） その他、質疑ございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今回、この基本構想第1次美祢市総合計画ということで私もこの総合計画、この審議会にですね全員で35名おられまして、議員として出席させていただきました。また、一般公募の方もおられましてですね、約1年間こういった内容の基本構想についてここが抜けているどうかと、いろいろ様々なご意見、かなり一般公募されている方もしっかりお話をされたなと認識はしております。一方、がしかし、なかなかですね、この全体のことでも理解できなくて、難しいこともあります。私も今回、ある程度見ておりますけど、今回非常に項目でですね、いろいろ項目に対して、現状値、目標値、そういう形でしっかりとですね今後の総合計画がどういう方向で数字でですね、非常に見やすくなっているのは市民の皆様にと

ってもわかりやすいんじゃないかと思っております。いずれにしても、2点ほどですね。87ページに観光客数、173万人、平成20年、これが10年後には200万人という形で観光客を増やしていこうという計画、目標があります。いずれにしても、これに秋芳洞の入洞数がないかなという思いがありますけど、この観光客数143万が200万になれば入洞数は、今現在65万ですからこれから対比して計算すると入洞者数は90から100万人になると思いますけど、そういったところも非常にあるといいかなということを思いました。それが第1点。それと147ページの実質公債費比率、これが17.3%。これ、指数だから%はいらないと思うんですけども、平成20年が17.3、平成26年が16.5とこれいろいろ指数がありますけれども、今山口県全体を見ても実質公債費比率が少のうなりゃあええちゅうもんじゃあないですから。まあだいたい10から15くらいの間かなと思ってます。それが16.5ということでこの辺の目標値としてどのように判断されたか。その辺のことを少しお聞きしたいなと思っております。その2点。以上。（発言する者あり）

市長（村田弘司君） 岡山議員、これはですね、総合計画審議会のほうから答申を受けたものです。ですから私これ頂戴したもんですから、審議会の中で考えられた数値ということですから、ちょっとこれ執行部が答えると不適切かなと思います。

（発言する者あり）

委員（岡山 隆君） この観光数ですねこの書き方がですね、もう少しそこまでちゃんと入れておればいいという、強いて言えば私達の問題になってくるのかわからんのですけれども、この辺は、我々も決めましたけれども行政側もその辺のつくり込みですからその辺の調整、今後できんのかな。（発言する者あり）

委員長（荒山光広君） 岡山委員、今の計画は、答申を出されたものですから、今から執行部のほうで実施計画等立てられる中で具体的なことは魂が入っていくじゃあないかなと思います。これは、あくまでも答申書でございますので執行部のほうもなかなか答えづらいんじゃないかなというふうに思っております。基本的な構想の部分で何かございましたら。（発言する者あり）いいですか。（発言する者あり）ということで基本構想の部分の議決ということでございますので、基本構想29ページまでの中で、もし、その他ご意見、質疑等ありましたらお受けしたいと思います。（発言する者あり）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） はい、それではご意見等出尽くしたようでございます。それでは、これより、議案第17号第1次美祢市総合計画基本構想についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案11件につきまして審査を終了いたします。その他委員の皆様から何かございましたらご発言をお願いいたします。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 3点お尋ねいたします。情報伝達についてですが、市民の方からこの件はどうなっているのか、どういうことらしいかと、どうなっているかと職員の方に聞かれました。そしたら本所に問い合わせるので、ちょっと問い合わせられたということなんですが、市の決定や変更については、支所の職員さんが知らないことが多々あるということで、市民の方も困られますが職員の方も困っておられると思います。早く総合支所や各出張所にはファックスなどで知らせるべきでないかと思います。忙しくて支所までかまっておれないというところもあるかと思いますが、総合支所や各出張所には、職員さんは少ないんですが、多くの市民がいることを忘れないでほしいです。改善を求めます。そして2点目ですが、総合支所の機能の改善についてお尋ねします。合併で本所集中のあまり、総合支所の機能が弱まって住民サービスに欠けているのではないかと思います。総合支所には、予算も執行権もありませんが、住民の要望に答えられないのではないかと思います。それと関連しますが、本所集中のあまり本所の職員さんは多忙過ぎるのではないかと思います。代休を取るつもりでも時間外を請求しなかったとして、請求をしなくて代休を取るつもりでしたが取れなかったと。代休を取るために残業しなければならない。ということもあるのではないかと思います。サービス残業が恒常化しないためにも、恒常化してしまえば、健康を害してしまいます。市民のために働けなくなります。解決のためにも総合支所の機能の充実をさすなど機構の見直しが必要ではないかと考えます。もう1点ですが、送迎バスについてお尋ねします。イベントの開

催には、送迎バスを回すなど配慮が必要でないかと思います。各種イベントは美祢の市役所周辺であるのですが、美東秋芳の方は足がないのでは行けません。イベントがある時ぐらい循環バスとか送迎バスを出していただけないかと思います。市民講座とかたくさんあります。水中運動教室、これは健康増進のためにあるんですが、これも美東秋芳の方は参加が少ないと。足がないので行けないのです。人に頼んでまで行くっていうこともできないんです。住民の方から美祢で何があっても行かりゃあせんと、合併してもええ事はないと言う声をよく聞きますのでやはりそういうのを解決するためにもイベントがある時は、送迎バスを出していただきたいなと。この3点についてお尋ねいたします。（発言する者あり）

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今の始めのですね、総合支所の職員に聞いたらわからんやっただというの、何かがよくわからないですね。市民の方です皆同じ。美祢地域に住んでおられる方も美東地域に住んでおられる方も秋芳地域に住んでおられる方も同じです。ですから同じような対応をするように職員にはさせるようにしております。たまたま何かで受けた職員がわからんことがあったんかもしれませんがけれども、ちょっと具体的なことがわかりませんので何とも答えようのしようがないけれども基本的な考え方とすればですね、本庁で受けようが総合支所で受けようが全く同じ対応をしているはずですよ。2番目のですね各総合支所の職員が減っておるから寂れていくんで、職員を増やして欲しいという話とそれから本庁が忙しすぎるから残業が増えて大変だろうということになるとですね。本庁の職員が大変であれば総合支所から。限られた人数しかいないんですから職員が。総合支所から職員をもってきたら本庁職員残業が減るかもしれませんが。今度は総合支所の職員がおらんようになりますいね。ということですよ。限られた職員の中で一生懸命考えて配置をしていますので、その辺は理解をしていただきたいと思います。それと送迎バスの件につきましてはですね、私、市長になって、新しい市になって広くなりましたから主な市が主催の大きなイベントについてはですね、送迎用のシャトルバスとかですねかなりやっておるつもりですが。そういうふうなことはご存じないですかね。ただ限られた財源で限られたバスでそれをやろうとしておりますから、すべからくのことにはですね、そのバスを回していくということはちょっと難しいなというところはあります。ただできる範囲はですね、今やるように指示しておりますので

実際にそういうのが動いておるのも事実です。その辺はご了承知願いたいと思います。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、よろしいですか。その他よろしいですか。それでは最後に9月議会で南口委員のほうから要望がありました公共下水道事業の整備の進捗状況の資料が出ております。説明受けます。いいですか。（発言する者あり）一応資料が出ておりますので、各委員さん目をとおしていただきたいと思います。何かまたわからないところがあれば担当課のほうにお尋ねをいただきたいというふうに思います。その他ないよいうでございましたら、これにて本委員会を閉会いたします。ご審査、ご協力誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午後5時33分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年12月4日

総務企業委員長

荒山光広